

令和2年6月定例農業委員会 会議録

令和2年6月10日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。

会議の前に、事務局よりご案内を申し上げます。

本日の会議の席は、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環といたしまして、密接・密集・密室の3密を避けるため、各委員席を一定程度の間隔を開けて用意をさせていただいております。会議の途中、室内の換気も行いますので、ご了承をお願いいたします。

委員の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、どうかご理解の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、令和2年6月農業委員会総会を開催させていただきます。

まず、開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

局長、お願いします。

・局長

皆さん、おはようございます。

今日から梅雨入りということで、大変お忙しい中、農業委員会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

5月開催しました定例会におきましては、コロナウイルスの関係で規模を縮小しながらの開催で、皆さん方には大変ご迷惑をおかけしたこと、改めておわびをしたいと思います。引き続きよろしく申し上げます。

さて、コロナウイルスの関係ですが、皆さんご存じのとおり、和歌山県では今現在もう入院されている方等がおられないという状況の中で、私たちもちよとした心の緩みというんですか、そういったところも持ちながらも、日々緊張しながら仕事をしているという、そういった状況です。

皆さんも同じような状況だと思います。特に、マスクを着けての農作業やいろんな事業について、本当に熱中症、暑くなってきましたので、熱中症も含めた対策も含めて、皆さん、農業等に従事していただきたいと、そんなふうに思っています。

今週月曜日、6月議会が開会しました。私たち農業に携わる職員として、これから橋本市において、果物であるとか野菜であるとか、そういったところが非常にコロナウイルスの影響が心配だということで、予算を計上させていただいているところです。

しっかりと農家の皆さんを支援できるよう、私たちも一生懸命頑張りたいと思いますので、皆さん方の忌憚のないご意見も引き続き頂きたいと思います。

それから、5月、2週にわたり学校給食マルシェというのを開催させていただきました。学校給食センターが3月来、学校が休みという関係で給食が実施できないということもあって、たくさん農産物が納品できない状況にあるということ、そういったことを含めて、延べ6日間にわたり農産物の詰め合わせを1袋1,000円で作らせていただきまして、延べ1,470個売れました。147万円の売上げがありました。

私たちとして、もちろん、納品いただいた農家の皆さんにも喜んでいただいたんですが、たくさんの方の市民の方が趣旨に賛同いただいて、新鮮な野菜を手にとって、しかもこの地域で取れた野菜をとということで非常に喜んでいただきました。

こういった取組を通して、私たち職員も非常にやりがいを感じて、いろんな、本当にばたばたはしたんですが、やりがいを感じながら、直接市民の方や農家の皆さんの喜んでいただける顔を見れたというのが本当によかったというふうに思っています。

1,470人については、市長が直接手渡しで6日間渡していただいたんですけども、市長にもそういった市民の方の思いというのが伝わったんじゃないかなと思います。

まだまだ予断を許さない状況が続きますが、引き続き皆さんとともに頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

今日はお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則によりまして、会長が会議の議長となり会議を掌理するとなっております。

以後、土井会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

6月の定例農業委員会ということで、各委員さんにはご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

世の中もう大変なことになってございまして、緊急事態が解除

されて、今朝も子どもたちの登校する姿を見まして、やや落ち着いてきたのかなと思っているんですけども、第2波、第3波の可能性が示唆されてございまして、専門家の話によりますと、大変これは長期化するというようなことございまして、まだまだ油断はできませんけれども、皆様方は感染予防対策の3密を避けての日常生活が求められておるところでございます。

このような状況の中で、さっき大西先生とも話したんですが、テレワークやオンラインで皆やっているというようなことで、こういう方法が推奨され、こういう業務が勧められておりますけども、私ども農業者にとりましては、一部取り入れることができましても、なかなかこんな方法はなじめないというように、特に現場の作業が主体となる仕事ですので、大変、実感としてはこういうのは難しいやろなというふうに考えて、皆さん工夫してほしいと思います。

もう私ども行政の一部を補完するという組織でございますので、このような中でも休むということができませんので、いろいろ工夫をしながらの開催ということでございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、これより議題を進めたいというふうに思います。座って進めてまいります。

・議 長

事務局から、本日の出席委員についての報告をお願いします。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中11名全員の出席でございます。以上です。

・議 長

事務局報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号10番池田泰子委員、議席番号1番吉田耕平委

員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案5件、報告1件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1(1)から(4)をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市妻・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、原田・・・、全7筆です。登記簿地目及び現況は畑及び田です。今回の申請は売買による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧橋本村の下限面積30aをクリアしています。また、譲受人、藪本氏は愛知県に在住していますが、休暇のたびに実家に帰省し農作業を行っており、2年後には本市に戻り本格的に営農を始めるとのことです。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は耕運機2台、草刈り機1台、軽トラック1台、動力噴霧器1台を所有しており、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図は3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町山内・・・です。登記簿地目は田、現況は畑です。今回の申請は使用貸借権による権利の設定です。高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、動力噴霧器、草刈り機を1台ずつ所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図は3-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町芋

生・・・です。登記簿地目及び現況は田です。今回の申請は売買による所有権の移転で、農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と隣接地で農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、田植え機、コンバインを1台ずつ所有しており、農業従事者は1名です。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図は3-4ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町垂井・・・です。登記簿地目及び現況は田です。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は軽トラック、トラクター、コンバイン、草刈り機を1台ずつ所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明いたします。位置図は3-5ページをご覧ください。申請地は橋本市原田・・・、・・・、・・・、全3筆です。登記簿地目及び現況は田及び畑です。今回の申請は売買による所有権の移転です。高齢のため農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と隣接地で農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、・・・氏の経営耕地面積は、取得する農地と合わせて合計・・・㎡で、旧橋本村の下限面積30aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、動噴器、草刈り機、動力三輪車、軽トラックを1台ずつ所有しており、農業従事者は1名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明お願ひします。

・木下委員

2番木下です。1番の案件について説明させていただきます。・・・さんと話させていただいたんですが、ちょっと年でもうようせんということで、大分荒らしたような状態で、以前は柿の木が植えてあったので柿あったのかなというような現状です。

・・・さんに至りましては、もう2年したら定年ですので、帰って農業を頑張りたいということです。以上、ご審議よろしくお願いたします。

・田中（一）委員

7番の田中です。案件2番と3番と4番。今、事務局の方から説明いただいたとおりでございまして、現場確認の上、本人とも話し合いいろいろありまして、結果、問題ないという判断に至りました。そういうことで、皆さん方のご審議をお願いしたいと思っています。以上です。

・木下委員

5番の案件について説明させていただきます。・・・さんがこの農地を草管理だけはしてたんですが、もう長い間、耕作してないような状態のところ、・・・さんが隣の農地を数年前に購入して、ここの土地も買ってこれということで話がありましたので、こういう内容に至った状態です。ご審議よろしくお願いたします。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

・廣田委員

5番の・・・です。1番の案件ですねやけども、今この・・・さんという人、1万何ぼ㎡作られとるのは、きちんと手入れはされてますんですか。2年たったら作りに来るやうて言うてますが、今、所有面積が1万何ぼ作ったあると思うんですが、その1万何ぼ㎡の土地について、ほうりまくってっても1万何ぼの土地持つとると言うし、一生懸命作ってっても1万何ぼと言うし、またその上へこれだけの面積追加で持っていくというのは、その辺、今あんばい作られているんでしょうか。事務局、お尋ねします。

・事務局

事務局からです。現在所有されている農地については、休暇のたびに帰省されて農作業、営農をされているというふうを確認しています。また、今回取得する農地については、荒れている田だったり畑だったりするので、順次手入れを始めていくというふうに聞いています。以上です。

・議長

現有農地をほしたら管理できとるんやな。

・事務局

はい。

・廣田委員

分かりました。

・議長

どうぞ。

・東推進委員

この間、・・・さんと一緒にこの土地回ったんですけど、要は、道のない土地なんですね。もう雑木林もめちゃくちゃ荒らしてるという、こんなとこできるのかなと、はっきり個人的には思ったんですけども、市の当局の方はその現地を確認されましたか。

・事務局

現地確認いたしました。

・東推進委員

あれでできそうやと思いますか。竹藪とか、もう重機でやらんとどうしようもないような土地が多かったでしょう。しかも、さっき・・・さんもおっしゃいましたように、かなり、1万㎡の土地を持ってやっているという、そういう状況で果たしてできるのかなと思って。ふと個人的に思ったりしたんですけど、はっきりとは分からないですけど、常識的に考えて、できるのかなと思

ました。以上です。

・議 長

ほかに質疑はありませんか。
どうぞ。

・ 委員

これ全体的なことなんですけど、高齢者のために維持困難というふうにあるんですけども、譲渡人と譲受人という、できれば年齢等を教えてもらうというか、どういう年齢の方がこれ作業を引き継いでやろうとしているのか、よければ、個人情報があるというんでしたらそれは結構ですけども、情報の範囲で、やっぱり何歳位の方が作業をしていこうとしているのか、ちょっとそこらを知りたくて質問させてもらいました。

・議 長

どうぞ。

・事務局

先ほどの東委員からのご質問ですが、本案件につきましては、許可され次第、重機を入れて、抜根なり伐採なりをして、順次整備を進めていくということでございます。現状のままでやるという前提ではありませんので、ご承知をいただきたいと思っております。

あと、年齢構成につきましては、渡される方が・・・、受けられる方が・・・ということで申請書には記載されております。以上です。

・議 長

ほかにないですか。

・・・・・・・・

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市吉原・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、全7筆です。位置は・・・より・・・、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請者は高齢のため農地としての管理が難しくなり、土地の広さからしても今後家族が耕作し管理していくことが難しいことから、自己所有で土地形状もよく日射量もいい農地を太陽光発電施設として有効活用しようと考え、本申請に至りました。計画によりますと、太陽光パネル984枚、合計出力354.2kW、パワーコンディショナー6台、発電出力300kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の既設水路へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の4-2ページをご覧ください。申請地は橋本市吉原・・・、・・・です。位置は・・・より・・・、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請者は、高齢のため農地としての維持管理が難しくなり、土地の広さからしても今後家族が耕作し管理していくことが難しいことから、自

己所有で土地形状もよく日射量もいい農地を太陽光発電施設として有効活用しようと考え、本申請に至りました。計画によりますと、太陽光パネル621枚、合計出力223.56kW、パワーコンディショナー4台、発電出力200kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の既設水路へ放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の4-3ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町中島・・・です。位置は・・・より・・・、約・・・kmに位置する第2種農地で、登記簿地目は畑で現況は資材置き場です。申請者は材木業を営んでおり、事業を拡大したことから申請地を資材置き場として利用してきましたが、農地法の適用を受けていなかったことが分かり、始末書添付の上、申請に至りました。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については申請地東側の側溝へ放流します。このことについて、地元水利管理者の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。なお、事業に対する経費については、既に整備済みのため発生しません。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明申し上げます。位置図の4-4ページをご覧ください。申請地は橋本市橋谷・・・です。位置は・・・より・・・、約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請者は、高齢のため農地としての維持管理が難しいことから、申請地周辺は既に宅地化が進んでおり、貸し露天駐車場として有効活用しようと考え、申請に至りました。計画によりますと、13台分の貸し駐車場を整備します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透となります。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、申請者の所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。なお、事業に対する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の預金残高確認書類が

添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 岡本委員

1番の案件ですが、これは前にも一度ここへ出まして、規模が大きいので、県とか国の補助が要るということで残しとった土地です。やっと3年ぶりに許可が出たということでございますので、特に地元としても何も問題なく、説明どおり適切な対策ではないかと、こういう具合に考えております。

・ 委員

3番の案件です。今、事務局の方から説明あったとおりで、本人も始末書というようなことで反省しておるらしいので、我々も適当かなという判断をさせていただきました。以上です。

・ 委員

4番の案件です。事務局の説明どおりで、問題ありません。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決します。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市三石台・・・、橋谷・・・、・・・、・・・、・・・、全6筆、位置は・・・より・・・、約・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。転用事業者は、小学校や駅が近くにあり交通の利便性や子育てがしやすい場所に分譲住宅を開発できる場所を探していたところ、高齢で農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。なお、・・・の申請については、平成9年より露天駐車場として利用してきましたが、農地法の適用を受けていなかったことが分かり、始末書添付での申請となっております。計画によりますと、36棟の分譲住宅を建築します。排水については、汚水、雑排水は申請地東側及び西側にある公共下水道管へ、雨水については申請地東側及び西側の既設水路と側溝へ放流します。このことについて、地元区及び地元自治会長の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、申請者の所有地であり、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町伏原・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。申請事業者は再生可能エネルギーを促進しており、集落外で周辺住民への影響もあまりなく日当たりがいい場所に太陽光発電施設を設置する適地を探していたところ、京都に在住しており農地の維持管理が困難になってい

た譲渡人と20年間の賃貸借契約で話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル120枚、合計出力45.6kW、パワーコンディショナー5台、発電出力27.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地東側の水路へ放流します。このことについて、引の池土地改良区及び地元自治会の同意書が添付されています。隣接する農地は6筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・番、位置は・・・より・・・、・・・kmに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は、以前からクリーンエネルギーについて興味を持っており適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となり後継者もない譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル96枚、合計出力41.76kW、パワーコンディショナー6台、発電出力33kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水及び雑排水については発生せず、雨水については自然浸透です。このことについて、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市神野々・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は隣接地でヨガ教室を行っており、駐車スペースの拡大を考えていたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となった譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、6台分の駐車場を整備建築します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については申請地西側の側溝に排水します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に

要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は、子どもの就学に合わせて橋本市で住居地を探していたところ、自身の母親となる譲渡人と20年間の使用貸借で話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、2階建ての住居を建築いたします。排水について、汚水、雑排水については浄化槽を経て申請地西側の側溝へ、雨水については申請地西側及び東側の側溝に放流します。このことについて、地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、申請者からは家屋の入り口にあたるという理由のため同意が得られておらず、経過書が添付されています。また、地元農業委員の隣接農地所有者への聞き取りによりますと、家を建設することで所有地が陰になってしまい、また、過去に他の所有地で畑から落ち葉が飛んでくるという苦情を受け木を切ったという経緯があり、今後、野菜の消毒を行ったりする際にそのような苦情が寄せられるのではないかという理由で同意できないとの意見がありました。その後、申請者から、近隣の方とトラブルが生じた場合、私たちが窓口となって責任をもって対応しますと記載された書面が提出されています。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

続きまして、整理番号6番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-6ページをご覧ください。申請地は橋本市野・・・、位置は・・・より・・・、・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。転用事業者は、事業拡大に伴い適地を探していたところ、高齢になり農地の維持管理が困難な譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル154枚、合計出力50.82kW、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置します。排水について、汚水、雑排水については発生せず、雨水については申請地南側の側溝へ放流します。このことについて、地元水利組合及び地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は2筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が

添付されています。

続きまして、整理番号7番及び8番の案件についてご説明いたします。位置図の5-7、8ページをご覧ください。申請地は橋本市神野々・・・、位置は・・・より・・・に位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。譲受人は・・・に居住していますが、申請地の隣接地に実家があり、母親の様子をたびたび見に帰ってくるため駐車場が必要となり適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難になった譲渡人と、遠方に住んでいて農地の維持管理が困難になった譲渡人と、3者の話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、2台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については自然浸透及び申請地西側の水路へ放流します。このことについて、地元水利組合及び地元区長の同意書が添付されています。隣接する農地は1筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。

担当委員さんから順次、追加説明をお願いします。

・ 委員

1番の案件なんですけれども、この件に関しては、地元で説明会を何回も開いているということで、地元の住民の理解が得られたものと考えております。それと、地元の代表である三石台区長さんと橋谷の区長さんの同意を得ております。以上です。

・ 林委員

8番の林です。ちょうど雨天樋川というんですか、橋本市の、大雨降ったらもう水に浸かって、排水ポンプを使って排水をしております。この場所は・・・さんの隣なんですけど、(聴取不能)ご審議の方をお願いいたします。以上です。

- 委員
3番の案件です。事務局のとおり、問題ありません。

- 岡本委員
4番の案件です。駐車場ということで、これも特に今のところ問題なく、第3種農地でございますので、かえって安くついたような感じでございます。以上です。

- 田中（里）委員
6番田中です。隣接農地の方に同意を得るように努力してほしいと思います。同意を得ずに家を建てて、トラブルがあったら大変です。今回は一度保留にすべき案件だと思っています。以上です。

- 松岡推進委員
6番の案件です。事務局のとおり、問題ありません。
7番、8番も、駐車場にするということで、問題ないという考えでおります。

- 議長
担当委員さんの説明が終わりました。
1個だけ、案件5番がこれ隣接の同意。同意というのが絶対条件にはなれへんのですが、5番については隣接の同意が取れてないということで、もうちょっと事務局、詳しい説明をしたってくれるかな。

- 事務局
5－5番についてご説明を申し上げます。
書類の提出を受け付けた段階で、隣接農地の所有者の同意が得られていないという経過書を付けて申請があり、それを受け付けた経過があります。
橋本市農業委員会といたしましては、従前から申請があった所のその地区の担当委員さんに申請書をお渡しして、そのことについてご確認をいただいております。その段階で、胡麻生地区担当の田中里美委員から、これこれこういう理由で隣接農地の所有の方が同意しないんですよというふうに意見書の提出がござ

いました。

それを受けて、事務局の方でも再度、申請者に確認をしたところ、もしそういうことがあるのであれば、今後は申請者の方で責任を持って対処するというふうな新たな書類が添付されてきた次第でございます。以上です。

・ 議 長

それでは、1から8まで、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

どうぞ。

・ 廣田委員

5番の廣田ですよやけども、同意が取れないということについて、何か理由があると思うんです。あいつ気に食わんでさかいでとか、それは冗談ですけど、理由は何ですんで。

・ 田中（里）委員

6番田中です。私はこの隣接の方に。

・ 廣田委員

・・・さんって姓は同じですんやけど、親戚ですんかい。

・ 田中（里）委員

私もはっきりしたことは分かりませんが、・・・さんという方は、お嫁に行って・・・さんになっていきますけど、旧姓は多分・・・さんで、昔の親戚じゃないかと思っています、私。

隣接の方にお話を伺った時は、消毒もするし建物の陰にもなるしというお話がありました。先ほど、事務局の方が説明してくれたように、違う場所で柿の木を植えてあって、秋になって落ち葉が落ちて、それで柿の木を3本位ですか、処理したといういきさつもあったらしいです。結局、家は柿畑がある後に建てて来たのに、そういうことも言われたということもお話しされてきました。

・ 廣田委員

要は、そこへ家建てて来た人に、消毒して洗濯物汚れたやないかとか、柿の葉っぱが飛んで来るやないかということと言われるのが嫌やさかいに、同意しませんよということですか。

・田中（里）委員

それは言いませんけど、そういういきさつがあったことはたしからしいんです、よその場所の柿畑で。だから、そういうこともあるので、自分とこの畑のはたへ家建つのは、消毒もしたいし、建物の陰にもなるしということをお話されていました。

だから、私としては、もう一度話してもらって、次回に持ち越した方がいいんじゃないかなと思います。家建ててしまっただけで、本人さんがいろんなこと責任持って対処するみたいなこと言われてきたけど、建ててからでは遅いんじゃないか。もしそういうトラブルがあった場合、建ててからでは遅いんじゃないかなとも思ったりしてます。

・議 長

どうぞ。

・ 委員

隣接の今の話で、ちょっと事例ですけども、参考になったらと思います。

今言いましたように、畑が先で住宅が後ですので、畑する人は草刈り機も使うし消毒もするし肥もやると。ですけど、今の肥はそういう、骨粉とかいろんな臭いがするんで、非常に、それやるとそういう苦情が出たということで、かなり問題になって、市の方へも苦情のあれが来たということで、土日には草刈りせんといってくれとか、いろんな制約を言われてくるということで、その当の本人、私が代わりにしますというふうなことについては、必ず問題が起きるので、第三者的なもんがなかったら、とても利害関係者でうまく解決するということは難しいと想定されますので、一応そういう事案がそこらここらであるということだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

・議 長

ほかにご意見はございませんか。質問も。

はい。

・ 廣田委員

農地のはたへ家建てたら、当然、建てられた横の人の農地はい

ろいろ気遣うと思うんですが、今まで農地法で通ってきた案件の中で、そんな所何ぼでもあったと思うんです。それを、農地のはたへ家建てるさかいに、あかんということと言えるかどうかという話になろうかと思うんですんやけれども。

確かに、なりや家はないしが農業はしやすいですが、原則、同意というのは農地法でいうとなかってもええよという話になつとるということの中で、そこまで言えるかどうかという話になってこようかと思うんですが、強力な反対意見とはちょっと違うように思うんですが。私はそない思いますが。

・議 長

ほかに。
どうぞ。

・林委員

8番の林です。(聴取不能) 以上です。

・議 長

ほかにありませんか。
池田さん、どうぞ。

・池田委員

過去に私の案件で、類地の反対があつて、現場を農業委員さんで見に行っていたいでした時があつて、一応保留にした形を取らせてもろたことがあつたんですけれども、擁壁とかそういう場合に、捨て杭を入れやんなあかんということになったら、当然、類地はそういうことは許可しないということになってくると、建てる段階でもう問題が出てくる可能性があるんで、それは当事者は建てたい一心やろうけども、もう一度、地主さんと話せなあかんし、地主さんも消毒のこと気になるんやったら、条件を付けてやっぱり話合いをして建てていただかないと、やっぱりこのまま強行ということになったら、ほんまにトラブルの元になると思うんで、地主さんとやっぱり、どっちも話合いする場というのを持っていただけるようやっぱり言わんと、このまま通しては難しいと思うんです。以上です。

・議 長

田中さん、どうぞ。

・ 田中（里）委員

田中です。家を建ててあかんというんじゃないしに、納得してもらって家を建てた方がいいんじゃないかと私は思っています。以上です。

・ 議 長

ほかに。
どうぞ。

・ 委員

ちょっと私、うまく説明できるかどうか分かれへんのですが、これは住宅を建てるための申請ですね。

・ 田中（里）委員

そうです。息子さんのお家を建てるという。

・ 委員

今、懸念されているのは、周りの農地の方が逆に住宅の方から苦情があるかなという懸念ですよ。

・ 田中（里）委員

心配されているということです。

・ 委員

ですね。ということは、先ほどもありましたけど、草刈りとか消毒とか、これはもうこういう場所ですから、その住宅の方にもう許可というんですか了解をしてもらおうというしかないんですよ。後からまた苦情ということ農地の方が懸念されている。住宅の方は別に何とも思っていないんですな。

・ 田中（里）委員

いや、そこは分かりません。

・ 委員

多分。問題がないということは、本人が申請しているんですか

ら。

- ・田中（里）委員

それはやっぱり心配はしてると思いますけど、その話は私、申請者の方には聞いてません。

- ・委員

住宅の方は今後、まあまあそういう消毒とか落ち葉とか音が出てもいいですよという納得をしてもらわなきゃあないですな。納得の上で申請されてると思うんですけど。

周りの人、農地の方が何か気遣いし過ぎてるんちゃいますの、逆に。こうやったら迷惑、音もかかるやろうから、また逆に、後、苦情あるのかなという懸念されてるんで。周りの人が懸念し過ぎかなと思うんですけど。ちょっと説明をようしやんのですけど。

- ・委員

そやけど、覚書位取っとかな、そんな、言うた言わんになるで。それ今言うとなやったら。

- ・議長

どうぞ。

- ・田中（里）委員

私が隣接の方に聞いた時は、消毒もするし、建物建ったら陰にもなるし、何か溝も土溝らしいです、どうやら。そうしたら、その土上げもするしということは、それは言うてました。私も向こうの方が言われるのを、ああ、そうですかということでお聞きしたんですけど。

- ・岡本委員

今いろいろ心配されておりますけど、これはしてるうちにやっぱり建つ許可が下りる方が法的には強いわけですね。ということであれば、今おっしゃったように、覚書か念書を先に交わしといてやれば、人が代わったとしても後々は問題起これへんから、少なくともそれ位はどこかが音頭取ってやるか、お互いに話し合っ
てできるか、その辺を考えてやらんと、やっぱり話、後々もめる
というのはよくないと思いますから、消毒しますよとか、する場

合はあんまり干し物のある時なんかは、明日しますぐらいは声かけても問題ないわけですから、そういう話合いの場を持たんとやっぱりいかんと思います。そういうことを覚書位を簡単に書いてきや。

・ 議 長

して、許可をするということ？

・ 岡本委員

はい。そんなケース多いですから、今そういうの、私とこの土地は多いです。そういう念書とか覚書交わすとか。今まで随分苦労してきましたから、家建つと、やはり。

・ 議 長

ほかにないですか。

・ 廣田委員

覚書という話もありましたけど、覚書を交わせる位やったら同意くれると思うんです。そやから、あくまでも同意書というのは、何ちゅうたらええか、参考資料といったらええか、法的価値のあるものと違うんで、理由を聞いたら、そんなこと世間で、宅地を建つとるはたで農業しとる人は隣の宅地に気遣いながら何ぼでも農業しよると思うんです。何ぼでもと、言うてええかどうか知らんけども、うちの横の人も物すごい気遣いながら農業しとると思うんで、それを理由にあかんでと言うことは行けれへんのと違うんかいなと思うんですけど、私は。以上です。

・ 議 長

ほかにありませんか。

いろいろご意見出してくれたんですが、農業委員会としてどういふふうな対応をするかという、岡本さんと廣田さんと言うてくれとるんですが、事務局さん、こういう実例の判例みたいなものが何ぞあるんかな。同意書というのは絶対条件と農地法ではないやから。

どうぞ。

・ 事務局

事務局からですが、昨年度、実は市脇でも同意書がないままに経過書の添付で承認された案件がございました。先ほど来、廣田委員からもお話がありましたように、今回の隣接同意書につきましては、法的に必要な書類であるかどうかということであれば必要ないという判断になるんですが、橋本市農業委員会といたしましては、例えば地元水利組合であったり隣接農地の所有者の方については、これまでも同意という形で頂戴しておりましたので、昨年4月も、引き続きこれからも同意をもらえるように懇切丁寧に説明をして、さらに同意を頂戴するようにというふうに指導をずっと続けてきた経緯がございます。以上です。

・ 議 長

当農業委員会としてはそういう経過もたどってるわけですが、この隣接同意、1筆だけ、その1筆の人が結局同意をしてくれんというような格好で、絶対条件にはないわけですが、隣接の農家の人が営農条件に著しい支障を起こすような時はちょっと注意せよというふうな、結局この転用の手引にはあるわけですが、絶対条件にはなっていないということを念頭に入れた中で、県の方に進達をしていくと、こういうような格好になると思いますんで、その辺のところを考えながら判断をしていくということになるのかなと思うんですが、委員の皆さん、いかがでございませうか。進達適当か。

許可・不許可ということはここで審議できませんので、許可はあくまでも知事さんが許可することになりますので、この場では許可相当ですよということで進達をして知事の許可を得ると、こういうような形になるということです。

私自身考えるのには、家これ、・・・さんというのかな、隣接ありますけれども、家建てられても営農条件に著しい影響があるのかなというふうに、ちょっと過去の経緯とかそんなのは、現時点では、今の状況をもって判断をせないかんと思うので、市脇の件についてもそういうことがあって、営農条件に何も関係ないことで同意くれへんだというような話であったのかなというふうに思うんですが、その辺のとも考えながら、進達をしていくかどうかということをお決りいただきたいなと思うんですが、どうですか。

どうぞ。

- 廣田委員
私の意見は、世間に何ぼでもあるような案件ですんで、進達をするというように私は思いますが。
- 議 長
どうぞ。
- 田中（里）委員
田中です。もう一度、双方で話し合いをしてもらって、今回は会長お預けにしといて、もう一度話し合いの場を持ってもらって、それからだったらだめなんですかね。
- 議 長
要するに、今回は審議保留とするんやな。1か月後になるわけやな。
- 田中（里）委員
はい。その自分とこの取り方で、一般的には大したことないやんと思ってても、その人になったら、それはすごく嫌なことかも分からないので、その辺の旨も双方話し合いしてもらい、次回にもう一度かけてもらった方がいいのではないかと私は考えます。
- 議 長
そういうご意見もありますし。
ただ、事務局さんに聞きたいんやけども、審議保留となった時には、何で保留になったかという明確な理由が申請者には要と思うので、そういう明確な理由、農地法上の明確な理由というのを示せるんかな。
- 事務局
法律的に？
- 議 長
法律的に。それはもう絶対法律やないとあかんから。
- 事務局
農地法上でいいますと、今回はできないですよというふうにな

るのであれば、農地法5条第2項第3号が該当すると思います。その中に、農地を農地以外のものにする行為または申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為または申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地または採草放牧地のすべてを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合とありますが、ここでいう行為の妨げとなる権利を有する者というのは隣接農地所有者だけが当たるわけではございません。裁判判例で見ても、その方がその権利を有しないという判例も出ておりますので、保留となった場合は明確な理由を付けてということになるので、その辺りはちょっとしんどいのかなというのが正直なところですよ。

あと、標準事務処理期間がございますので、40日以内という処理がございますので、保留となれば一度差し戻し、受付を取り下げていただいてという話になりますので、きちっと説明できる確固たる理由も農業委員会、この定例会の中でお示ししていただければ、事務局としても大変ありがたいなというふうに思います。

・ 議 長

信用的なものは結局何も理由にならんということやろ。そういうことやな。ちょっとつらいけどな。農業委員会、総合的に判断をしていかないかんのやけど、特にそして、この場合は第2種農地やから、第2種農地やから、もう法律では原則許可と、こういうような格好にもなってる案件なんで、そこら辺のともも十分頭に入れながら判断をしていかないかんと思うので。

いかがでございますか。

・ 岡本委員

その・・・さんとその人とは話し合うたことはあるんですか。

・ 田中（里）委員

話合いはないと思います。

・ 岡本委員

一個もしてないの。

・田中（里）委員

議題に上がって、あかん、あかと2回言われて、それからしばらくしてから、・・・さんの方、隣接の方から・・・さんにやっぱり売るといふ。

・議 長

隣接農地同意書がない時は、同意がない時は経過書を付けるといふふうな格好で行政指導もしてるんやけども、これ経過書か。事務局、読んでってくれ。隣接農地の同意、絶対条件じゃないけどな。読んでって。どんだけ努力してるかどうかやな、申請者が。

・事務局

隣接農地の同意がない理由として、同意をお願いするため訪問、履歴1、第1回目、2020年4月26日日曜日6時頃、隣接地農地所有者・・・氏・・・氏、面談者・・・氏。説明、長男家族の転居に伴う住宅建設により該当地に農地法第5条申請が必要である、隣接農地の同意をお願いしたが、いい返事が得られず。第2回目、2020年4月26日日曜日6時半頃、面談者・・・氏、妻と2人で再び依頼。孫の就学、2021年4月に合わせて住居を建設する予定だとお話ししたが、再び時間を頂きたいと保留される。第3回目、2020年5月2日土曜日10時45分頃、・・・氏より電話にて、やはり同意はできないという連絡を受け、現在に至る。理由は、家屋の入り口（玄関）に当たるためとのこと。以上、と記されています。以上です。

・議 長

経過措置というんか、その後はもうそしたら接触ないんかな、5月2日より後は接触してないんかな。

・田中（里）委員。

はい。ないです。

・議 長

してないんやな、本人同士も。

・田中（里）委員

それから以降、何か言うてきましたかとお聞きしたら、何にも言っていないですって。その3回だけです。

・議 長

ただ、その経過措置を見ると、営農条件でそのいう同意してへんという状況、そこからは読み取れんわな。玄関の入り口になるさかい同意せえへんのやと。そんなんはもう理由にならんと思う、農地法の関係ではなれへんので。とにかく営農条件に著しい影響があるというのはもう大きな大前提にあると思うんで。

いかがいたしますか。

どうぞ。

・廣田委員

先ほど経過書を聞かせてもらいました中で、会長さんの言われるように、うちの玄関の鼻先へ家建てられるのが嫌だよという理由やったら具合悪いわの。もう保留する理由はないと思うんです。

それから、農地法的にいうて、いろいろ葉っぱ落ちる、何やらがあるというのはもちろんそうですが、同意書というのが農地法的に要るか要らんかというのがないさかいに、裁判しよかとなったら、要らんとなくなるとるやつやから、法的に、農地法的にやで、心情はいろいろありますが、農地法的にいうたらやっぱり、もう進達せなしゃあないんと違うんかいなと私は思いますが。

・議 長

農地法上はな。

・廣田委員

確かに、畑のどこへ家建てられたら邪魔くさいことは邪魔くさいことは分かりますが、それは農地法的にいうては関係ないといや関係ないようなもんですんで、法的にいうたら同意書は要らん、なかってもええよというふうになっとるんやから、もうしゃあないん違うんかなと思いますけど。

・議 長

やむを得んということやな。

- ・ 廣田委員
やむを得ん。法的に、玄関先に家建てるの嫌やというのはもう当然理由にはならんということやと思うんですが。
- ・ 議 長
ほかにご意見ありませんか。
- ・ 田中（里）委員
その玄関先の家のことは、私にはそのことは言うてませんでした。
- ・ 議 長
・・・さんかな。
- ・ 田中（里）委員
はい、隣接の方です。そうです。
- ・ 議 長
隣接の・・・さんやろ。・・・さんやな。
- ・ 田中（里）委員
はい。それは私には言うてませんでした。あの方の心配は消毒とか、窓開けて出ていった後の消毒とか、そういうことは言われてましたけど、玄関のことは。
- ・ 議 長
言うてない？
- ・ 田中（里）委員
私には言うてませんでした。
- ・ 廣田委員
隣接の人ね、もうやかましく言うのは分かるんよ。分かるんやけども、農地法的にほんならどないしていくんとなったら、難しい話やなと思うんですけど。
- ・ 委員

話聞いとつたら、大体、結論出てるように思うんやけど、農地法的にはもう許可申請せざるを得ないということであれば、それはそれでもう通したらどうですか。ほんで、今の田中委員だけではなくて、どなたか、こういうことで農地法としては許可しますという説明を、やっぱりどなたか市の方でも行かれて説明されて、ほんで家建てた時に、農業の一般的な、消毒します、機械通ったら音します的なことは、そんなことは一切文句言いませんから位のことを言わせて、まあまあ一応、内々で収めるというふうに持っていくようにしたらどうでしょう。

・ 議 長

ほかにご意見はありませんか。委員さんで、これは皆もうしゃあない、やむを得んなどということやけども。

やむなく進達ということによろしいですか、案件の5は。農業委員会としてやで。農業委員会としての考え方。農地法上、やむを得んなど、こういうようなことでいいですか。

・ 委員

これ・・・さんと・・・さん、この案件以外に何かのしこりがあるんやな。そんな感じやね。

・ 議 長

あると思うわ。そんなん理由にならん。それはもう農業委員会ではそれ分かれへんから、それ議論できへんから、そういうことは。ただ現況を見た中での議論やから、それは。過去の経緯とか、あるいは、心情的にあいつ嫌いやさかいに同意せんのやとか、そんなんはもう。もうやむを得んのかなと思うんですけど。

ほかにないですか。委員会としてのあれを出さなあかんの。

気持ちとして分からんことないんやけど、農地法上はしょうがない、やむを得んのかなと。第2種農地やろ、それで、これ。第2種農地というのがあるんで、もうこれは。

ほれで、あれしたら解決するよと、また何か一步進んだとか言うてくれとつたんやろか。さらに追加で。2日間で進展はあった。

・ 事務局

そうですね。何かあった時には申請者が責任を持って納得いくまで説明しますという文書が添付されております。

・議 長

そないして、口頭やなしに文書でも。
どうぞ。

・田中（里）委員

もう農地法上は進達せなあかんような状況ですけど、もし進達になった場合、双方の方にきちんとした、納得できるような説明というのをお願いしたいんです。

私はチャンスをもう1回欲しいんですけども、どうも法律を言われたら、絶対必要な書類じゃないということも私も分かっています。けども、チャンスは来んかったんですけど、もし進達の場合は、事務局の方なりできちんと両方の方に納得いく説明をしてほしいです。以上です。

・議 長

要するに、進達するんやけども、進達やむを得んという理由を、事務局、説明した中で。できるんかな。法的に事務局としてやで。こういうことでやむを得ず県の方へ進達をしますと、こういうことやろ。

・事務局

これまで今回みたいな例がないので、これはできるできないはあると思うんですけど、進達となった時には、申請者には引き続き、定例会の中でこういう議論が交わされまして、やはり同意がないというのは、だめではないけどよろしくないかなという位のことをお伝えさせていただいて、引き続き同意を得られるように申請者さん自らがもうちょっと汗かいてよというのは適切な言い方かは分からんけど、もうちょっと努力続けてくださいよ位までは言えるのかなと思うんですけど。

ただ、隣接土地所有者の方に説明となると、今まで、私、去年の4月からですが、そういった例は今までないので、ちょっと調べさせていただきます。

・議 長

だから、法律というのはもう紋切り型になってしまうさかい、ええんやけど、地元でこれ生活していかんなんという総合的な判

断、そこへ農業委員会、話突っ込んでええか分かれへんけども、総合的なことを考えたら、今後トラブル云々あった時にということもやっぱりちょっと、橋本市民としては考えたいんやけど。

・事務局

営農というのを抜きにしても、せっかく来られるわけで、未来永劫住まわれるので、仲よくしていただくのが一番かなと思うんですが、そのためにも引き続き、きちっと同意が得られるような努力は続けてくださいね位かなと思うんですが。

・議長

ということで、県の方へは今回はもう進達すると、わしが決めたらあかんのやけども、皆さんの話を聞かなあかんのやけども。やむを得んかな、これは。どうですか。

・委員
はい。

・議長

ほしたら、この分については、事務局の方にもうちょっと、事務局の方にといふのはおかしいけども、説明もしてもらわんなん、本人なりにしてもらわんなんと思うんやけど、農業委員会としてはもう県の方に進達をすると、こういうことでよろしいですか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議長

ほしたら、この案件5については、県の方に進達をするということに決定いたします。

ほかに。ほかの案件についてはいいですか。
どうぞ。

・委員

ちょっと教えてほしいんですけど、認識不足ですけど、太陽光発電の施設の関係で、これ4条、5条によって規格って変わってくるんですか。4条と5条。

- ・ 議 長
いや、変われへん。
- ・ 委員
5条やったら、これ50kW未満ですね。4条では何かさっき、二百何十とか、三百何とか言われたんですけど、それ何かそういう、これ50kW以上やったら県の許可のあれですね。
- ・ 議 長
事務局、ちょっと説明したって。
- ・ 事務局
4条、5条による太陽光発電についての差異はございません。
50kW以上になると県条例の対象になります。それ未満であれば市条例の対象になるということです。県条例につきましては何段階か段階があるんですけども、一定程度の段階まで行かないと申請すらできないという状況がありますので、そのようにすみ分けておると。
ただ、今回は4条と5条、ご自身の土地をご自身でやるということ、自身の土地ではない所に違う方が行うということで、4条と5条と分かれているだけでして、出力規格によって差があるわけではございません。
今回は4条の方が大きい発電になりますので、県許可を第3段階まで通ったのかな、第3段階まで通って事業計画の公表というのが行われましたので、やっと農地転用の申請に至ったという経緯でございます。
- ・ 委員
50以上でしたら、50以上の件の場合もやっぱり市の農業委員会を通過してから県にあがるんです？
- ・ 事務局
順番でいいますと、いろいろな法律があるんですけど、県の方へ太陽光条例の申込みをした段階で転用申請というのはできないんです。ある程度、段階を踏んで、事業者と県なり市なり、県でいうと事業者と県の事前協議があって、関係自治会への説明も、事業者から地域住民の方、これを行って、やっと事業計画の公表

になるんですけど、公表されてから、それについては認定申請をあげていくようになるんです。それが条例上の手続になります。

農地転用手続については、事前協議、関係自治会への説明が終わらない限りは、農地転用申請は受け付けないということになっていますので、それは条例の方の手続が1個1個終わってきたので、今回、農地転用申請に至ったということになります。

- ・ 委員

50以下でしたら、もう橋本市の農業委員会で終わりという。50以上はここでやって、また県に。

- ・ 事務局

違います。50以上であっても50未満であっても、農地を農地以外のものにすることに変わりはありませんので、橋本市農業委員会でご審議いただくようになります。

- ・ 事務局

分かりやすくいうと、太陽光を作るという話と、農地を転用するという話は別々の法律なんです。農地転用をするというのは、個人が個人の自分の土地を農地以外にするというのは4条許可、他人が農地を買い取り借りたりして農地を農地じゃないようにするのが5条許可、こういうのはもう農地法で決まっています。

太陽光というのは、50kW以上の分は県の許可が要るんです。太陽光をしなくちゃいけないという。これはもう農地法とは別に、太陽光をするにあたって件は50kW以上の施設しようと思ったら、県の太陽光条例という条例の許可を受けなくちゃいけない。50kW未満は市への届出でいいんです、太陽光してますよという。

こういうふうに分かれていますので、今、係長が言うとするのは、この太陽光条例のある程度の許可を受けてこんど、転用許可申請にあげたらあかんよというような、このつながりはあるんですけど、今言ってる太陽光の話と農地法の話というのはちょっと別個に考えて。

- ・ 委員

それは分かりますが、ほれやったら、4条のところで230とか250kWとか言われましたよね。300kWか何か言われましたよね。50以下はもう農業委員会への届けでいいと。要は、何で

県と言われているのを、何でここで審議するのかなと私は逆に思ったので。50以上やったらもう県に任せときゃええんかなというような。

- ・ 廣田委員

地元の意見を聞きたいということですよ。地元の農業委員会はどなん思うてますんよという意見です、簡単に言うたら。

- ・ 委員

地元の農業委員会も通るということになるんですな。それでも一応、権利的なこともやるということですね。説明だけという意味で。

- ・ 事務局

先ほど事務局長補佐からも説明ありましたように、農地法と太陽光条例とは全く別物になります。今回は太陽光条例が何ワット以上やからとか何ワット未満やから、それはもう県でええん違うんか、市でええんちゃうんかではなくて、農地転用制度自体、農地を農地でないようにする時には必ず市町村の農業委員会が窓口になって、それを審議して、許可権者に進達するよなということ制度が定められておりますので、県条例に係るからもう県でええんか、50kW未満やったら、じゃ市に来るんかという話ではないというのはご承知いただきたいんです。農地が農地でなくなるというような申請が出た場合には、必ず橋本市農業委員会、窓口になって経過していきますので、それですべて今、ご審議いただいておりますのが現状です。

- ・ 岡本委員

それで、前回、今、4条の出ましたですわね。前のは出てなかったですわね。

- ・ 事務局

上程はされておられません。

- ・ 岡本委員

県には持って行ってないということ、こっち通して。

・事務局

この場には上程されていませんので、県に進達もされていません。

・岡本委員

これが初めてですか。

・事務局

今回これが初めてです。

・岡本委員

ほな、前、するという。

・事務局

前は事前に申請書類の提出までであったんですが、50kW以上になるので、県条例が対象になりますよと。先、そちらの手続きをしてくださいねというのと同時に、地元委員に意見書を送付したものですから、今回ちょっと重ねて同じ所を見に行っていたいたような次第です。

・岡本委員

いや、それやったら、今言っとったように、ここではもう認めてますんですから、県条例で通れば向こうでやってもろて、そうすると、こっちへ来んでもいい。

・事務局

じゃないです。ここで先に先行して許可云々ではないんです。関係法令が、ほかに条例とかある場合は、農地法と農地法に違うものと同時許可という前提がありますので、農地法だけが先行して許可出すことは今はないんです。太陽光条例の方が県条例の許可がちょっと時間かかるものですから、その許可に合わせて農地法もタイミング合わせて動いていくと。最終的に同時許可ということで申請者に許可が下りるということになります。

ですので、岡本委員おっしゃるように、先にもう農業委員会で通っとったらええん違うんかというのは、今のところはないです。

ですので、現地見に行っていたいたのは複数回目になるんですけども、前回、現地見に行っていたいたにもかかわらず、

定例総会の方に諮らなかつたという経緯はそういうことなんです。

・議長

それでは、議論を打ち切ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

それでは、次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書につきましては基-1から基-3、位置図については基-1ページをご覧ください。今月の案件につきましては合計13件提出がありまして、そのうち、代表して整理番号1番の案件について報告いたします。利用権の設定をする者は・・・、利用権の設定を受ける者は・・・。利用権を設定する土地は橋本市野・・・です。現況地目は田で、面積は・・・となっております。利用権の種類は使用貸借で、水田として利用すると伺っております。利用権の期間は10年となっております、利用権の設定を受ける者の耕作面積は約34a、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は、全部で21筆、合計19,977㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんで、これは説明が必要というものがあれば申し上げます。

.....

・議 長

ないようですので、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

事務局さん、案件6番あるやろ。わしこの字よう読まんのですけど、この案件で、賃借料・・・円となつたらしよな。こんなんはこれ何か基準はあるんかな。

・事務局

こちらの・・・円なんですけれども、10aあたりに換算しまして・・・円となっております、実際はこの1筆で・・・円と伺っております。この・・・円の基準なんですけれども、こちらの地域での水利費がちょうど年間・・・円ということだったので、それで設定しているというふうには伺っております。

・議 長

それが根拠になつとるのやな。
これ何て読むん。・・・というん。

・事務局

・・・ですね。・・・の・・・です。その難しい旧字体です。

・議 長

ほかに質問ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）についてご説明いたします。議案書につきましては中-1、位置図につきましては、済みません、位置図の方が基-1から基-4となっておりますが、実際は中-1、2、3、4と読み替えていただけたらと思います。

それでは、合計4件申請があるのですが、そのうち、代表して整理番号1番の案件をご説明いたします。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市原田……。現況地目は田で、面積は……。となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用すると伺っております。利用権の期間は2年と6ヶ月となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で6筆、合計……。㎡となっております。県農業公社が今回の利用権の設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

・ 事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明いたします。議案書の18-1ページ及び位置図の18-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件について、申請地は橋本市隅田町山内・・・です。賃貸人は・・・氏、賃借人は・・・氏。戦前からの小作契約で、令和2年4月20日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

続きまして、整理番号2番の案件について、申請地は橋本市山田・・・。賃貸人は・・・氏、賃借人は・・・氏。戦前からの小作契約で、令和2年5月15日付で合意解約が成立した旨の通知がありました。

以上、報告いたします。

・ 議 長

委員の皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年6月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年6月10日

会 長 土井 清美 ⑩

10番 池田 泰子 ⑩

1番 吉田 耕平 ⑩